

論壇

公認会計士及び税理士制度の専門家資格としての独立性

～両制度の相互理解を目指して～

1、公認会計士法改正

(1) 公認会計士制度に関する懇談会

政府は、この3月11日に金融商品取引法改正法律案とその一環として公認会計士法改正案を閣議決定した。法案の趣旨は企業における会計専門家への対応と待機資格者問題への対応である。前回の改正は、監査の質の向上と信頼性確保のために公認会計士の数を増やし、その競争の中で監査の質を高めていくとする政府の所謂規制緩和政策に対応したものであった。その結果平成19年には2695人、平成20年には3024人の合格者が生まれたが、平成21年の合格者1916人のうち三分の一にあたる700人弱が待機資格者となってしまった。

2、公認会計士の使命と独立性

(2) 企業財務会計士

制度改正の一つの柱である企業財務会計士の創設は、いつてみれば待機資格者を企業財務会計士というブランドにつけかえ、企業側に再度就職をお願いするというスキームである。このような選択は根本的に間違えている。また待機資格者の問題は、単に公認会計士の数の需給ギャップであり、むしろ合格者数を絞ればよいだけの話であり、あらゆる資格制度を創る合理性はないとの意見もある。特に危惧されるのは企業内に専門家資格者を置くこととする考え方である。このこ

3、企業会計の国際的動向

(1) IFRS (国際財務報告基準) については、IFRS for SMEs (中小企業向けIFRS)

と司法制度改革で増えすぎた弁護士の数の問題を想起させる。結局企業内弁護士のニーズは生まれ得なかつたのが現実である。企業財務会計士の業務は主に企業内における財務書類の調製等の業務と監査業務の補助とのことである。そして彼らは将来公認会計士の資格を取得することを希望する者でもある。しかし今回の改正で公認会計士資格は狭き門へと方向転換する。とすれば公認会計士になれない企業財務会計士は増えそのまゝ企業内に滞留し、あるいは必要がなくなればリストラされるなど、おそらく企業側のシビアな選択が予想される。

4、税理士法改正と独立性

ところで次期税理士法の最大の懸案事項は、税理士法第3条第1項4号により税理士に登録できるのは実務経験をクリアした公認会計士またはアーリーした公認会計士となる資格を有するものに限られるため、公認会計士資格者を絞る方向性は我々にとってマイナスではない。

公認会計士の使命は監査による市場の信頼性の確保に他ならない。資格者の数を増やし淘汰することは、専門家資格者を確保する方法として適切ではない。その意味で今回の改正は公認会計士の数を抑制する方向性であり理解できるが、企業財務会計士の創設は、いかんにか。公認会計士法は平成15年の改正で第1条使命を規定し独立性を明記した。監査の信頼性を確保するには、独立性あるいは第三者性は絶対条件である。一方企業財務会計士は公認会計士法内に創設される新資格であるが企業に雇

5、必要とされる専門家

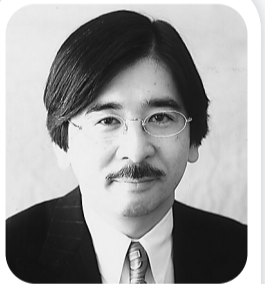
会計分野のグローバル化の中でどのような専門家が求められるかイメージすると、最高レベルの会計専門知識を有し監査する立場としての第三者性をよく理解する専門家、または最高レベルの会計専門知識を有し税法を熟知し税務における納税者の立場をサポートできる専門家、あるいはその両方の資質を兼ねた専門家

用されるという。そこに本質的な矛盾がある。実務経験を積む場所は専門家として独立性を確保できる監査法人等が少なくとも原則であるべきではないか。監査の独立性を目指すべき公認会計士が監査される企業に人材育成をお願いするとの発想はどうであろうか。日本税理士会連合会は財務会計士の創設には反対の立場を表明している。企業財務会計士は、税理士法の規定により税務業務を受任できない。しかし業務を担供する企業先は競争するのであるから、業際問題が再燃することも考えられる。

6、むすびにあたり

公認会計士にせよ税理士にせよ、国家資格である両制度は、そもそも国民のものである。私は公認会計士試験制度と税理士試験制度を同時に改革し、官公署職員等の免除規定などもこの際に整理すべきであると主張してきた者であるが、今回はいいチャンスであると思っている。私のイメージは、両資格に共通する会計分野に携わりたい人材を広く集め、徐々に上位の専門性に向かって会計・税務・監査分野の適材適所に人材を振り分けていくというものである。

と司法制度改革で増えすぎた弁護士の数の問題を想起させる。結局企業内弁護士のニーズは生まれ得なかつたのが現実である。企業財務会計士の業務は主に企業内における財務書類の調製等の業務と監査業務の補助とのことである。そして彼らは将来公認会計士の資格を取得することを希望する者でもある。しかし今回の改正で公認会計士資格は狭き門へと方向転換する。とすれば公認会計士になれない企業財務会計士は増えそのまゝ企業内に滞留し、あるいは必要がなくなればリストラされるなど、おそらく企業側のシビアな選択が予想される。



富田光彦 【渋谷】

ヨンは、最終的に自前の試験制度で合格した資格者が、少なくとも7割8割占める税理士制度を構築することなのだ。そのためには他資格の制度改革の影響を受けなければならないことである。

る。それは決して税務業務を囲い込むことではなく、成長してきた税理士制度をさらに発展させるには、入口である資格要件を整備しなければならないということである。

多くの公認会計士資格受験生は、二転三転する試験制度改正に対して極めて不信感をいだいていると聞いている。また財務会計士制度も関係諸機関の十分なコンセンサスを獲得しているとは思えない。公認会計士制度はもつと根本的に制度改革を目標すべきであるということをおこす機会に述べてお

きたい。税理士制度から見ると公認会計士制度は、我が国の会計専門資格を共に担う重要なパートナーである。いまは業際で争うより「共生」し、たがいに敬意を払い、独立した制度として発展していくことが求められている。その意味で、両業界が互いの制度を尊重し、共生するビジョンを構築し実現する場を求めたい。最後になるが、2011年3月11日、東日本大震災が起きた。未曾有の大災害に遭われた方々、特に東北・北関東の皆様に対し、この場をお借りして心よりお見舞いを申し上げます。国民の皆様、言葉では言い尽くせない日々のご苦労を考えると、すべての士業団体は専門家として何ができるかあるいは何を成すべきかを真剣に考えなければならぬ。同時に我々は震災後の日本の復興に、大きな責任を負っていることを改めて意識すべきである。